

愛知県福祉サービス第三者評価事業 評価結果

①第三者評価機関名

株式会社 中部評価センター

②施設・事業所情報

名称：江南市立古知野西保育園	種別：保育所	
代表者氏名：野村 良次	定員（利用人数）：140名（113名）	
所在地：愛知県江南市東野町郷前48番地		
TEL：0587-56-2021		
ホームページ：		
【施設・事業所の概要】		
開設年月日：令和5年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：株式会社はな保育		
職員数	常勤職員：17名	非常勤職員：10名
専門職員	（園長）1名	（保育補助等）4名
	（保育士）17名	（調理補助）3名
	（調理員）2名	
施設・設備の概要	（居室数）6室	（設備等）乳児室1室
		遊戯室1室 保育室1室
		給食室1室

③理念・基本方針

★理念

自分らしく、生きる。

★基本方針

子どもたちの主体性を尊重し、園での活動を通じて自分自身を好きになり、自分で考え、自分で行動できる子どもになれるよう、支援します。

④施設・事業所の特徴的な取組

- ①一人ひとりの子どもに丁寧に向き合い、自分らしさを大切に育みます。
- ②すべての活動の主体は「子ども」になるよう子ども自身の生きる力を育みます。③体験することを大切に、体験から得た知識を分かち合い、喜び合います。
- ④思い切り遊び、たくさんのかたのことを学ぶ子どもを育てます。
- ⑤生活に必要なマナーを育みます。
- ⑥保護者の子育てを応援します。
- ⑦自分を大好きな子どもに育てます。
- ⑧すべての命を大切にできる子どもに育てます。
- ⑨「ありがとう」の気持ちを大切にできる子どもに育てます。
- ⑩自分で考え、自分で行動できる子どもに育てます。

⑤第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和7年7月30日（契約日）～ 令和8年4月28日（評価確定日） 【令和8年1月22日（訪問調査日）】
受審回数 （前回の受審時期）	2回（令和6年度）

⑥総評

◇特に評価の高い点

◆良好な家族アンケートの結果

今回の第三者評価の受審に際して行った家族アンケートの結果は良好であった。職員の利用者対応は適切・丁寧であり、不満や苦情の様な声はほとんど聞こえてこない。日頃の子どもおよび保護者に対し、「気配り」や「目配り」、「こころ配り」が行き届いていることがうかがえる。

◆保育現場に欠かせない「園マニュアル」

法人作成の「園マニュアル」が整備されており、子どもの安全や発達を重視した保育の基本的な考え方や対応方法が、誰にでも分かりやすく工夫されたもので示されている。必要に応じて、支援の流れを明確にするためのフローチャートが添えられており、見やすく分かりやすくする配慮がある。形だけでなく、保育の現場に必要な「生きたマニュアル」になっている。

◆「子ども主体」の保育

日々の保育においては、子どもの姿を踏まえた関わりや配慮が行われており、「子ども主体」の保育について職員共通理解の下で、保育実践に努めている。小学校との交流が積極的に行われており、小学校訪問に留まらず、5歳児が小学生と一緒に遠足に行くこともある。これらの、かけはし期における子どもの育ちの連続性に配慮した取組みは高く評価できる。

◇改善を求められる点

◆事業計画の策定にあたって

中・長期計画、単年度の事業計画ともに、取り上げたそれぞれの項目（取組み）について、数値目標や具体的な到達点が設定されていない。この状態であれば、取組みの進捗確認や年度末の最終評価が曖昧なものにならざるを得ない。事業計画等の策定の段階で、あらかじめ具体的な目標数値等を明確に定めておくことが望ましい。

◆「園マニュアル」の職員周知と意識付け

完成度の高い「園マニュアル」が整備されているが、一部の職員に十分に周知されておらず、活用に差が生じている状況が見られる。全職員が内容を理解し、日常の保育に活かせるよう、研修や共有の機会を設けることが望まれる。また、保育室や共有スペースにおいて、備品等の管理方法が個々に委ねられているので、子どもが安心して過ごせる環境を維持するためにも、日常的な環境整備と意識づけが課題である。

⑦第三者評価結果に対する施設・事業所のコメント

高く評価をして頂いた①良好な家族アンケートの結果 ②保育現場に欠かせない「園マニュアル」
③「子ども主体」の保育の3点とA評価については、今後も継続していくことが出来るように、さらにより良くなるように一層努力したいと思います。
改善が求められる点や、B評価については頂いたご意見を真摯に受け止め、職員で周知を行い改善に向けて話し合い等をして、一つ一つ取り組みを見直すようにしたいと思います。子どもたちが安心して過ごせて保護者の皆様も安心して預けられる、安心できる保育園づくりを今後も目指していきたいと思えます。

⑧第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

※すべての評価細目（65項目）について、判断基準（a・b・cの三段階）に基づいた評価結果を表示する。

※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する

【共通評価基準】

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	保1	①・b・c
<コメント> 「保育理念」、「保育方針」、「保育目標」は園のパンフレットおよび「重要事項説明書」に明記しており、利用者等に周知している。また、職員室や保育室にも掲示して浸透に努めている。家族アンケートの結果でも明らかである。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
I-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	保2	a・②・c
<コメント> 市全体の入園見込み情報（10月頃）は入ってくるが、当園への入園見込みは把握していない。市の指定管理者であることから、収支は市に委ねているが、支出実績は3ヶ月ごとに本社から報告が届いている。保育園関係の専門誌は定期購読していない。今後は、次年度以降の入園の見込みや、当園の収支の実数を把握されたい。		
I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	保3	a・②・c
<コメント> 自己評価で「経営課題を本社と話し合い、改善や取り組みが行われている」と述べているが、エビデンスは確認できなかった。今は、保育士不足、職員不足、退職抑制等が課題と認識している。本社へは「求人」を申し入れ、その返答を職員へ伝えている。今後は、本社と話し合った経営課題を手元に記録して置くことを提案する。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	保4	a・③・c
<コメント> 本社指定様式でA4版の一枚の中・長期計画が確認できた。項目は、「園運営に関して」、「保育に関して」、「地域のとの関わり」、「職員育成」としてある。ただし、数値目標や具体的な成果等は設定されていない。また、実施状況の評価を行える内容となっていない。次年度以降の改善を期待したい。		
I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	保5	a・③・c
<コメント> 令和7年度単年度事業計画書は確認できた。本事業計画は、市の指定管理者として作成し、市へ提出している。中・長期計画を踏まえた内容でなく、数値目標や具体的な成果等は設定されていない。また、実施状況の評価を行える内容となっていない。次年度以降の改善を期待したい。		

I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	保6	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 令和7年度単年度事業計画書は、数値目標や具体的な成果等は設定されておらず、実施状況の評価を行える内容となっていない。自己評価で「職員の周知が不十分である」と述べている通り、職員等の参画や意見の集約・反映の下で策定されていない。次年度以降の改善を期待したい。		
I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	保7	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 市に提出している「単年度事業計画」の内容（行事計画等）を、「園だより」や保育参観で周知している。ただし、具体的に周知したエビデンスは確認できなかった。自己評価で「内容などを周知しているが不十分な可能性がある」と述べており、今後は、周知事項のエビデンスを残すことを提案する。		

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	保8	⑨ ・ b ・ c
<コメント> 保育の質の向上には「保育の意識を高め、一人ひとりの意見が出てくることを期待している」との園長の弁があった。それに向けて、令和7年度より「自己評価チェック」を実施している。「自己評価チェック」は、年1回二次元コードで行うもので内容はクローズである。「保育士用」や「園長用」、「看護保健職員用」、「調理師用」がある。第三者評価は毎年受審している。		
I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	保9	a ・ ⑥ ・ c
<コメント> 自己評価で「会社の方で結果をまとめて頂き、それぞれ共有が行われている」と述べている。結果をまとめているのは「自己評価チェック」を指しており、本項目の要求事項と異なっている。今後は、「愛知県福祉サービス第三者評価基準」の「保9」を参照することを提案する。		

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果		
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。				
Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を 図っている。	保10	a	ⓑ	c
<コメント> 自己評価で「会社と共に取り組みについて話し合っている」と述べている。本社または園として定めた「職務分掌」等の文書は確認できなかった。「令和7年度職務分担表」は、面前でプリントアウトしたものが確認できた。ただし、21項目の職務に、園長および他の責任者名を付した表である。今後は、「施設長」の職務分掌を文書にし、職員へ周知することを提案する。				
Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	保11	a	ⓑ	c
<コメント> 自己評価で「会社が主催して頂き研修など行っている」と述べている。本社が理解度テストを行っているが、エビデンスは確認できなかった。園長は、遵守すべき法令を「個人情報保護法」と理解している。今後は、保育園運営をする上で、遵守すべき法令を洗い出すことを提案する。				
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。				
Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	保12	a	ⓑ	c
<コメント> 自己評価で「職員とは面談を行い一人一人の育成に取り組んでいる」と述べているが、面談記録のエビデンスは確認できなかった。面談は3ヶ月ごとに行っている。また、今年度より「適性検査」(AIによる面談ツール)を導入し、必要に応じて面談を実施している。狙いは、職員が自分の意見を積極的に発言する人材育成である。今後は、さらなる指導力発揮を期待したい。				
Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	保13	a	ⓑ	c
<コメント> 自己評価で「職員の意見を取り入れようとする努力を行い、働きやすい環境を目指している。経営の主となる本社、市役所等関連する施設との連携を取っている」と述べているが、具体的な取組みは確認できなかった。ただし、「保育ICTサービス」を導入している。また、「文章作成アシスト」ツールも導入している。今後は主体的な取組みを期待したい。				

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果		
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。				
Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	保14	ⓐ	b	c
<コメント> 職員の採用に関しては、本社人事部が行っている。園は本社へ「求人」を申し入れている。入社希望者へ職場体験の場を提供することがあるが、園（園長）が採用に関わることはない。職員定着への取組みは、「自己評価チェック」、「定期的な面談」、「適性検査」(AIによる面談ツール)等であり、きめ細かく行っている。				
Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	保15	ⓐ	b	c
<コメント> 自己評価で「会社の期待する職員像を職員と共有している」と述べている。「就業規則」の中に「第2章 人事」があり、人事基準が確認できた。運用は本社で行っており、園での運用マニュアルは確認できなかった。入社時に「就業規則」の説明をしており、職員は人事基準を理解している。				

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	保16	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>自己評価で「今年度より「適性検査」(AIによる面談ツール)を行い、職員の心のケアをしている」と述べている。自分の考えを言いやすい環境作りや、職員の体調に配慮して職員の主体性を重んじている。有給休暇の取得率は高く、時間外労働はゼロである。定期健康診断、各種休業制度は整えている。目指すは離職率の低下である。</p>		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	保17	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>自己評価で「個別の面談を行ったりして一人一人コミュニケーションを取っている」と述べている。勤務態度やシフト貢献度等を園長主観で評価し、本社へ報告している。面談は年2回行っている。目標設定や評価項目は確認できなかった。今後は「育成度が客観的に評価できる仕組み」を構築されたい。</p>		
II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	保18	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>自己評価で「研修報告を提出してもらい個別で評価をしている」と述べている。「就業規則」の中に「第8章教育訓練」があり、事業計画には、新人研修(4月)や施設長研修を記載している。正職員全体研修は年4回行い、市が行う研修にも参加している。法人の他園における研修にも参加し、その他に、コンプライアンス研修、ハラスメント防止研修等がある。</p>		
II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	保19	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>自己評価で「会社が年4回研修を行ったり、新人研修を行い教育する機会がきちんと提供されている」と述べている。職員の職位・職階にかかわらず、偏りなく研修の機会がある。特に、正職員全体研修は日時、会場が指定されており、業務の一環として受講している。</p>		
II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	保20	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>「実習生受入れマニュアル」は確認できた。実習生受入れの基本姿勢および目標を記している。また、保育実習の有り方についても記している。今年度の実習生は1名あり、本社は採用する予定である。改善を期待したいのは、自己評価で「実習指導者に対して指導が行われていない」と述べている点である。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	保21	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>当園は、市の指定管理者であり、第三者評価を毎年受審している。受審結果は、利用者(保護者)に公表している。毎月「園だより」を関係する4小学校へ送付している。また、リーフレットは小学校、民生委員児童委員の他、地域の人との集まりがある時に配布している。</p>		
II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	保22	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>自己評価で「内部監査を行っている」と述べている。監査項目は、法令遵守、情報セキュリティ、個人情報管理、労務管理状況、社内規程、ルール等の運用、準拠状況であったが、監査項目に問題は認められないとの総評である。今後は、職務分掌と権限・責任を明確にし、職員に周知することを提案する。</p>		

Ⅱ-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
Ⅱ-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	保23	㉑ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>園は従前より地域交流は活発に行っている。地域の畑を借り、地域の協力を得て野菜の栽培をしている。小学生との遠足、授業参観、小学校行事への参加等があり、校長先生のサンタクロース姿の来園もある。夏祭りには、地域住民を招待している。たけのご堀体験や七夕の笹のもらい受け等、枚挙にいとまがない。</p>			
Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	保24	a ・ ㉒ ・ c	
<p><コメント></p> <p>「ボランティア受入れマニュアル」は確認できた。ボランティアの受入れにあたって、「実習前」、「ボランティア中」、「ボランティアの心構え」等を具体的に記している。今年度は、7月、8月に中学生5人の受入れがあり、適切な時間を一緒に遊び交流をした。今後は、ボランティア登録や受入れ研修を検討されたい。</p>			
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。			
Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	保25	㉑ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>自己評価で「保健センターとは適宜連絡を取り、その内容については職員とも共有している」と述べている。「関係機関一覧」は職員室に掲示してある。特に、「こども家庭センター」や「子ども政策課」、「児童相談センター」は拡大版を掲示している。児童療養所は年2回来園している。今年度は、児童相談所に係る事案はない。</p>			
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。			
Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	保26	a ・ ㉒ ・ c	
<p><コメント></p> <p>自己評価で「会議に参加したりして地域との交流を図っている」と述べている。会議とは「民生児童委員会」(小学校長、園長、民生委員など)を指し、年1回小学校で行うとのことであったが、エビデンスは確認できなかった。今後は、会議参加の機会をレジメ等のエビデンスを残し、福祉ニーズを明らかにすることを提案する。</p>			
Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	保27	㉑ ・ b ・ c	
<p><コメント></p> <p>自己評価で「ほほえみ広場や園庭開放を行っている」と述べている。「ほほえみ広場」は市の施策で行っているもので、未就園児とその保護者を対象に、親子手遊び、リズム遊び、保護者同士の交流、子育て相談等の内容である。年4回の開催で、園の遊戯室を利用して実施し、担当職員が対応している。</p>			

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	保28	① ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもを尊重した保育については、法人の保育方針に明文化されており、「入園のしおり」にも記され、入園説明会で保護者へ伝えている。市内公立園とともに「子ども主体を大切にしたい保育」をテーマにした研究に参加しており、担任が持ち寄ったエピソードを基に、園内で子ども一人ひとりを大切にしたい保育について話し合う機会を設けている。</p>		
Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	保29	a ・ ② ・ c
<p><コメント></p> <p>法人作成の「園のマニュアル」には、子どもの人権を大切にしたい保育について具体的に示されており、おむつ交換やトイレ介助の方法についても、イラストを用いて分かりやすく記載されている。今後、マニュアルの内容について職員間での共有や研修の機会を設ける等、理解を深める取組を行うことで、質の向上が期待される。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して福祉サービス選択に必要な情報を積極的に提供している。	保30	a ・ ③ ・ c
<p><コメント></p> <p>園見学の際には、園長が中心となり、園の方針や保育内容、1日の流れ等について丁寧な説明を行っており、利用希望者が園の特色を理解できるよう配慮している。一方で、パンフレット等の書面による情報提供は行っていないため、今後より多様な手段で情報提供を工夫されたい。</p>		
Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	保31	④ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>保育の開始や内容の変更については、「重要事項説明書」を用いて保護者へ説明を行い、同意を得ている。また、年度途中の職員異動等により体制が変更している時には、「お知らせ」の掲示を行い、保護者へ周知している。状況に応じて、園長が直接説明を行う等、保護者の理解に努めている。</p>		
Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	保32	a ・ ⑤ ・ c
<p><コメント></p> <p>市内での転出入には、市の様式を用いて継続性に配慮した引継ぎが行われている。市外への転出は依頼があった場合に口頭で伝達しており、文書での引継ぎはなされていない。保育所の特性を活かした子育て支援の一環として、転園卒園後の保護者が来園し、気軽に相談できる窓口を設置することが期待される。</p>		
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の向上に努めている。		
Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	保33	⑥ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>懇談会や参観日等の機会を通して保護者アンケートを実施し、保護者の意見や要望を把握する取組を行っている。意見と改善内容については「園だより」に掲載して保護者へ分かりやすくフィードバックし、双方向のコミュニケーションを大切にしている。</p>		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	保34	a ・ ⑦ ・ c
<p><コメント></p> <p>苦情解決の体制について、「入園のしおり」への記載や園内掲示を通して、保護者に周知している。意見や苦情は「苦情受付記録」に記録し、本社および市へ報告している。さらに、職員会議で共有し、組織として対応を確認する仕組みが整っている。日常的な意見や要望についても、より申し出しやすい環境づくりに取り組み、サービスの質の向上につながることを期待される。</p>		

Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	保35	① . b . c
<p><コメント> 入園説明会では、園長が、相談窓口は担任に限らず全職員が対応する旨を説明している。日常も送迎時などを通して保護者が話しやすい雰囲気づくりに努めており、内容に応じて職員室で話を聞く等、プライバシーに配慮した対応を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	保36	a . ② . c
<p><コメント> 「園マニュアル」には、保護者からの意見や苦情が寄せられた場合の対応について、フローチャートを用いて分かりやすく示されており、誰でも同様の手順で対応できるよう整備されている。対応内容を職員間で共有することの重要性も記されており、組織的な対応につなげる仕組みが整えられている。マニュアルの内容について、全職員が周知、理解する仕組みを検討されたい。</p>		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	保37	① . b . c
<p><コメント> 法人作成の対応マニュアルには、「子どもの命を守るために保育のプロができること」として、注意喚起とともに、事故防止および事故発生時の対応についてフローチャートを用いて分かりやすく示されている。各担任はクラスの安全チェックを月1回実施し、ヒヤリ・ハットに記録された事例については、職員会議で検討して共有する等、再発防止に向けた取組を行っている。</p>		
Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	保38	a . ② . c
<p><コメント> 感染症発生時の対応について、フローチャートで分かりやすく示されており、状況に応じた適切な対応が行えるよう配慮されている。感染症に関する情報は連絡アプリを活用して保護者へ速やかに周知する等、情報提供の体制が整っている。対応については、職員によるばらつきがあるため、園内での勉強会や研修の機会を設け、職員一人ひとりの理解を深める取組を期待する。</p>		
Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	保39	① . b . c
<p><コメント> 対応マニュアルおよび避難計画を整備し、職員間での共有を図っている。非常用備蓄についてはリストを作成し、栄養士が中心となって適切に管理している。さらに、「災害BCP（業務継続計画）」を策定し、非常時にも保育機能を維持できる体制を整えている。年2回、消防署と合同で避難訓練を実施し、実践的な対応力の向上に努めている。</p>		

Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され福祉サービスが提供されている。	保40	a . ② . c
<p><コメント> 「園マニュアル」において、子どもの安全を最優先とする基本方針の下、保育者の行動や食事対応等が具体的に明示されている。正規職員については入社時に内容を確認する機会が設けられている。一方、非常勤職員に対してはマニュアルの周知や研修が十分とはいえない状況がある。今後は、全職員を対象とした共有方法や研修体制の整備が期待される。</p>		
Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	保41	a . ② . c
<p><コメント> 行事終了後に職員会議で振り返りを行うほか、日常の保育内容については主任が記録を確認し、個別に職員と意見交換を行う等の取組が見られる。一方で、これらの見直しが定期的、体系的な仕組みとして整理、明文化されている状況には至っていない。今後は、見直しの手順や時期を明確にし、全職員で共有できる仕組みづくりが期待される。</p>		

Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	保42	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>入園決定後には個別面談を実施し、「生活状況表」を用いて家庭での様子や配慮事項を確認している。個別に支援を要する子どもについては、保護者の同意の下に担当保育士が個別の支援計画を作成している。職員からは職員全体での共通理解を図りたいとの意見があるため、今後は、アセスメントから指導計画策定までの流れを整理し、全職員で共有する仕組みづくりを期待したい。</p>		
Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	保43	a ・ ㉞ ・ c
<p><コメント></p> <p>指導計画は本社において月ごとに見直しが行われ、施設長会議での説明を経て、園長から職員へ周知される仕組みが整えられている。記録の様式についても見直しが行われ、職員は一定の理解をもって運用している。一方で、様式簡素化の課題もみられるので、保育の質の向上につなげるための、園内での見直しの方法を検討されたい。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	保44	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの記録は市の様式を用いて作成され、0、1、2歳児は個別記録で管理されている。記録方法については、本社作成のマニュアルの「記録の書き方」に示しており、保育士の経験による差が出ないように配慮されている。子どもや保護者に関する情報は、月1回の会議で伝達され、職員用の「連絡ノート」を通じて漏れなく共有されている。</p>		
Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	保45	㉠ ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>個人情報保護については、社内規程があり全職員に周知されている。情報の持出しや持込みも適切に管理され、紛失等の方が一の対応もフローチャートで示されている。保護者には入園時に「重要事項説明書」で説明が行われ、漏洩防止の体制が整っている。</p>		

【内容評価基準】

A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 保育の全体的な計画の編成		
A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育の全体的な計画を編成している。	保46	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「保育の全体的な計画」は、本社により作成された共通の計画が各園に示されている。理念との整合性は確保されている一方で、家庭や地域の実態を踏まえた園独自の内容への反映は行われていない。今後は保育に関わる職員が参画し、園の実情や地域性を踏まえて検討・作成していくことが望まれる。</p>		
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	保47	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>0、1、2歳児の保育室では、柱や角へのクッションカバーの設置や、おむつ替え時の個別シートの使用、食後の口拭きにウエットシートを用いる等、子どもの安全や衛生面に配慮した環境整備が行われている。一方で、室温・湿度や備品の管理は担任に委ねられており、園としての環境整備に関する基準や点検の仕組みを検討されたい。</p>		
A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	保48	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>「園マニュアル」には、子ども一人ひとりのペースを大切にした保育について明記されており、日々の子どもの状態についても職員間で共有するよう努めている。一方で、保育の場面においては、保育士の子どもへの対応にばらつきがあるので、理念に基づいた関わりが実践として定着するよう、園内での振り返りや意識づけが期待される。</p>		
A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	保49	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの目線に合わせたマークの設置や、毎日同じ生活の流れを繰り返す等、分かりやすい環境づくりが行われている。排泄時には、着脱を自分で行いやすいよう踏み台を設ける等、発達段階に応じた援助がなされている。子どもが「自分でやってみよう」とする意欲を引き出す支援を大切にしている。</p>		
A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	保50	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>年齢に応じて戸外遊びの時間を分けることで、発達段階に応じた遊びを安全に楽しめる環境が整えられている。また、月2回のリトミック教室では、専門講師による指導の下で音楽に親しむ機会が設けられている。室内では遊びのコーナーを分け、子どもが自分の好きな遊びを選んで取り組めるよう配慮している。</p>		
A-1-(2)-⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保51	①a ・ b ・ c
<p><コメント></p> <p>温かい雰囲気大切に、子ども一人ひとりに丁寧に関わることを重視した保育が行われている。子どもが満足して遊べるよう、同じ玩具を人数分用意し、遊びのコーナーを分ける等の工夫も見られる。また、保護者とは「連絡ノート」に加え、送迎時に直接言葉を交わすことを大切に、信頼関係の構築に努めている。</p>		
A-1-(2)-⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保52	a ・ ⑥ ・ c
<p><コメント></p> <p>子どもの甘えたい気持ちに寄り添う関わりを大切に、子どもが夢中になれる遊びを見つけて提案しようとする姿勢が見られる。同じ遊びの繰返しになりやすいことを課題として捉え、環境整備の必要性が職員から挙げられている。職員間での検討を通じて、1、2歳児に適した保育環境と実践を体系的に整えていくことを期待したい。</p>		

A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保53	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 制作や構成遊び、ごっこ遊び等、子どものやりたいことに応じたコーナーが設けられている。5歳児には3歳未満児を手伝う当番活動があり、年下の子どもへの思いやりの気持ちが育まれている。小学校との交流も積極的に行われ、就学への円滑な移行に配慮した取組みが見られる。地域との交流の機会をさらに充実させたいとの職員の意欲もあり、今後の展開が楽しみである。</p>		
A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保54	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント> 障害児保育について市の巡回相談が年2回あり、専門家から発達に関する助言を受ける機会が設けられている。身体的な障害のある子どもに対しては、段差をなくす等の環境面での配慮を行い、園全体で見守る体制が整えられている。一方で、職員からは障害児保育に関する研修の必要性が挙げられており、全職員の学びの機会の確保を検討されたい</p>		
A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	保55	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 長時間保育に関する計画を策定しており、異年齢で過ごす時間帯においても、子どもが快適に過ごせるよう工夫している。保育士間の引継ぎについては、クラスごとの「引き継ぎノート」を活用し、子どもの様子や連絡事項が漏れなく共有されるよう努めている。</p>		
A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	保56	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 年長児は小学校を訪問したり、小学校の1年生と一緒に遠足に行く等、交流の機会が設けられている。入学前には小学校教諭と保育士との連絡会が開かれ、子どもの情報を共有する体制が整っている。就学する子どもの「保育所児童保育要録」は担任が責任をもって作成し、各小学校へ送付している。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	保57	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント> 年間保健計画に基づいて年2回の健診が行われ、結果を書面で保護者へ伝えている。入園後も年1回、家庭での健康に関する情報を聞き取り、日々の健康状態は「連絡ノート」や送迎時の会話を通して丁寧に伝達している。SIDS（乳幼児突然死症候群）について、保護者には入園前に説明しているが、一部職員に理解が不十分なため、全職員が知識を共有できる体制づくりが望まれる。</p>		
A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	保58	㉑ ・ b ・ c
<p><コメント> 健診結果は、書面により保護者へ周知するとともに、担任が内容を把握して日々の保育に活かしている。歯磨き教室を通して保護者に仕上げ磨きの大切さを伝える等、家庭への啓発も行われている。これまでは、安全面への配慮から実施していなかった昼食後の歯磨きを、保護者の要望も踏まえ、5歳児から段階的に開始している。</p>		
A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	保59	a ・ ㉒ ・ c
<p><コメント> 「アレルギー対応マニュアル」に基づき、医師の指示書や献立表を基に保護者と面談し、安全な食事提供に努めている。職員は、事故発生時のフローチャートに沿って統一した対応ができる体制が整っている。保護者へは「入園のしおり」で対応の周知が図られている。一方、対応方法の理解を深めたいとの職員の声があり、園内での情報共有や研修機会のさらなる充実を期待したい。</p>		

A-1- (4) 食育、食の安全		
A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	保60	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 給食の写真を掲示し、保護者も園の食事に関心を持てるよう配慮している。市の「食育だより」に合わせ、管理栄養士が季節感を取り入れた食育コラムを園独自の献立表に掲載し、家庭との連携を図っている。0、1、2歳児の保護者を対象に、おやつを試食会を兼ねた参観を年1回実施し、子どもは畑で育てた野菜の収穫や米作り等の体験を通して、食への興味や関心を高めている。		
A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	保61	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 「衛生管理マニュアル」に基づき、安全に配慮した給食が調理され提供されている。献立は、保育士も参加した献立作成会議での話し合いを基に管理栄養士が作成し、自園で調理している。調理員は給食時に子どもの咀嚼や食具の使い方等を観察し、必要に応じて調理法を工夫する等、子どもの成長に寄り添っている。		

A-2 子育て支援

		第三者評価結果
A-2- (1) 家庭と綿密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	保62	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 保護者との事務的な連絡はアプリで行っているが、送迎時にできるだけ直接声をかけ、保護者とのコミュニケーションを大切にしている。3歳未満児は「連絡ノート」を通じて、担任が手書きで日々の様子を伝えることで、保護者の安心につながっている。入園説明会を保育の意図を伝える場とし、保護者理解と協力が得られるよう努めている。		
A-2- (2) 保護者の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	保63	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 定期的に参加や懇談会を実施し、保護者の話を直接聞く機会が設けられている。懇談の内容は職員会議で共有され、園全体での対応につなげている。また、「園マニュアル」には、保護者の話を丁寧に聞く姿勢や言葉遣いへの配慮、傾聴の重要性が具体的に示されており、保育者が安心して保護者対応ができる体制が整っている。		
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	保64	Ⓐ ・ b ・ c
<コメント> 「虐待対応マニュアル」に基づき、日常の視診や保護者とのやり取りの中で、違和感があった場合は園長に報告し、迅速に対応を検討する仕組みが整っている。現在該当する子どもはいないが、発見時には園長不在であっても誰でも同じ行動がとれるよう、フローチャートに沿った対応手順が示されている。		

A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
A-3- (1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	保65	a ・ Ⓑ ・ c
<コメント> 法人独自の「自己評価チェック」を活用し、主体的に自身の保育実践を振り返る機会が設けられている。「自己評価チェック」の結果は本社で集約され、園へデータとして送っている。園長が、内容を把握した上で保育士と話し合う機会を設けている。個々の「自己評価チェック」を園全体の課題として整理し、改善や専門性の向上へ結び付ける仕組みの構築が期待される。		